

## 感染症<sup>りかん</sup>罹患時の対応について

学校保健安全法施行規則に定められた感染症に罹患した場合は出席停止扱いとなります。再登校する際は、『医師による治癒証明書』または『保護者による罹患申告書』を担任に提出してください。

|         | 感染症         | 出席停止期間                                      |
|---------|-------------|---|
| 第1種     | エボラ出血熱      | 治癒するまで                                      |
|         | クリミア・コンゴ出血熱 |   |
|         | 痘そう         |   |
|         | 南米出血熱       |   |
|         | ペスト         |   |
|         | マールブルグ病     |   |
|         | ラッサ熱        |   |
|         | 急性灰白髄炎      |   |
|         | ジフテリア       |   |
|         | 重症性呼吸器症候群   |   |
|         | 鳥インフルエンザ    |   |
| 第2種     | インフルエンザ     | 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで               |
|         | 百日咳         | 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで     |
|         | 麻疹          | 解熱した後3日を経過するまで                              |
|         | 流行性耳下腺炎     | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで |
|         | 風しん         | 発しんが消失するまで                                  |
|         | 水痘          | すべての発しんが痂皮化するまで                             |
|         | 咽頭結膜熱       | 主要症状が消退した後2日を経過するまで                         |
|         | 結核          | 病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで                  |
|         | 髄膜炎菌性髄膜炎    | 病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで                |
| 第3種     | コレラ         | 病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで                  |
|         | 細菌性赤痢       |   |
|         | 腸管出血性大腸菌感染症 |   |
|         | 腸チフス        |   |
|         | パラチフス       |   |
|         | 流行性角結膜炎     |   |
|         | 急性出血性結膜炎    |   |
| その他の感染症 |             |   |